

刑事手続の最前線（一）

（編集責任・渡辺修）

本号から刑事手続の運用・実践上興味のある事例等をおもに実務家に報告してもらおう企画を不定期で連載する。いま刑事手続は動きつつある。その動きの最先端をなるべく拾っていききたい。もともと、とりあげるテーマは、編者が各種の研究会等で接したもののうち学界サイドにも問題提起すべきと判断したものをピック・アップする形となるので限界はある。が、なるべく刑事手続の全般にわたるように試みたい。それらを材料にして二一世紀を展望する新たな刑事手続の理論を検討していききたい。

第一回目として、かねてから「外国人と刑事手続」研究会を共同で企画している英語通訳の長尾ひろみ先生に刑事裁判の通訳に関する経験談をとりまとめもらった（渡辺修）。

外国人と刑事手続

英語通訳者の悩みと今後に望むもの

英語通訳 長尾ひろみ

*本稿は一九九三年八月二三日に山口市で開催された全国手話通訳問題研究会の研究集会で行った講演速記録をもとにしてまとめたものである（原題「法廷における人権」）。

一 本日は第二六回全国手話通訳問題研究会にお招き頂きありがとうございます。私は、少し前から外国人が被告人となった刑事裁判などで英語の通訳をする機会をよく頂いております。そこで、今日はそうした外国人の「法廷における人権」という題で実例をあげながらお話し申し上げます。

会場には、手話通訳の方、聴覚障害のある方など大勢おみえですが、まず、みなさんは裁判所、日本の法廷に行ってみられたことはありませんか。おそらく罪を犯さない限り縁のないところでしよう。ただ、今は社会が注目するような事件ですと、手続が始まる前に裁判所の許しを得て報道機関がテレビ・カメラで法廷の様子を写すことができます。テレビのニュースでご覧になれる機会もあると思いますから、おおよそどんなところかは想像はつくでしょう。

法廷の中を少し説明します。裁判所によつては廊下に囲まれて窓が全くない四角の部屋です。正面が少し高くなつた階段に裁判官が座ります。軽い事件の場合は一人、重い事件の場合は三人の合議制で審議が行われます。裁判官の前には書記官が座ります。時には速記者がその横に座ります。法廷の真ん中には被告人が立つ台があります。その右側に検察官が座る机と椅子。左側に弁護士が座る机と椅子があります。被告人が立つ証言台の後ろに長椅子があり、その後ろに傍聴席があります。

法廷が始まる前に、弁護士と検察官が着席し、やがて被告人が拘留所の看守に付き添われて入ってきます。被告人は両手を前に重ね、手錠を掛けられ、それに付いている細い紐を腰に回され、後ろ手に結ばれて、連れてこられます。そして、私たち通訳者が、被告人の横に座り、すべて準備完了ということになります。しばらくして廷吏の「起立」という声が法廷中に響きわたり、裁判官が入廷してきます。一同礼をして、裁判が始まるのです。窓のある法廷はあまり見たことがありません。白い壁で囲まれ、単調にまとめられている場所です。ただ傍聴に行つただけの人でも何も話をせずにじつと座つて時間を待つていと、だんだんと緊張し、足がすくみ、腸がクルクルと活動を始めます。ある人によると、法廷という場所はわざわざ人を緊張させるような設計になつていふとのこと。そして部屋全体が脅迫的雰囲気をも出し、そこにいる被告人、証人が「しゃべらなきゃ」という気にさせるのだそうです。そんな設計の真意は、私には分かりませんが、何度か法廷で通訳をしている私も、いまだに裁判官の入廷をまつたびに緊張する場所なのです。

二 さて、近年になり、外国人の日本への流入の激増により、外国人に関わる事件が多くなりました。一番多いのがオーバーステイ、つまり、滞在許可が切れているにもかかわらず、日本にいつづける場合です。これは、入国管理法及び難民認定法に違反する犯罪のひとつだそうです。今、在留許可は西洋人に対しては三ヶ月認められ

ますが、アジアの人たちには（フィリピン、タイ等）一四日しか認められません。その他、覚せい剤取締法違反、関税法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、窃盗罪、過失致死罪、殺人罪等の様々な罪名によって起訴された外国人をみてきました。

私が最初に裁判所の通訳を依頼されたのはもう一〇年以上も前のことです。法廷に出て来た被告人は、香港出身の中国系の男性でした。ある航空会社のパーサーでした。スタッフ通用出口からチェックも受けずに通関できると考え、制服の中、ズボンの中に、ダイヤ、毛皮等をいれて入国したのでした。法廷に入ってきた彼は、不安で一杯の様子でした。手錠をはずしてもらい、席に付いた彼は、手を膝の上のせていましたが、足はブルブル震えているのでした。

いま振り返るとずいぶんずさんなことなのですが、私は、被告人質問だけ通訳をすればいいとの命令を裁判所からあらかじめ受けていたのです。はじめての通訳ですから、私もそんなものかと思いました。それに、裁判所の命令ですからきちんと守らないといけないと信じていました。ですから、裁判官が法廷に入ってからまでの間、被告人は長椅子に座っていたのですが、私は黙って横に座っただけでした。

やがて、裁判官の入廷、通訳人宣誓、被告人の人定質問から始まり、起訴状朗読、冒頭陳述、証拠請求、論告求刑、最終弁論と、裁判のプロセスは進んで行きました。が、日本語の分かる私にも、何がどうなっているのかさっぱり分からない状況でした。

その時、ふと隣に座っている被告人を見ました。不安と緊張の面もちでした。目の前で自分を裁く手続が進んでいるはずなのに、誰もなにも説明してくれないのです。弁護人も遠く離れたところに座って、勝手に何かやっているだけでした。私がそんな彼の立場だったら、どう感ずるだろうかと考えました。外国で何も分からないま

ま法廷に連れてこられ、何がどうなっているのかさっぱり分からないというのはどんなに不安なことだろうか。

その事件をきっかけにして、私は「こんな通訳では駄目だ」と痛感しました。裁判所は、被告人本人に質問されたことだけを通訳しろと命令しました。しかし、そんな通訳では意味をなさないというのが実感でした。法廷での通訳人の仕事は、どうあるべきだろうか、真剣に考え始めたのです。今から思えば当り前のことでしようが、裁判官と検察官、裁判官と弁護人、検察官と弁護人の会話・やり取りもすべて被告人に通訳し解説しなければならぬと感じたのです。

三 その後一〇年間あまり多くの事件の通訳をしてきました。私は英語の通訳ですが、英語の通訳を必要とする被告人はアメリカ人、イギリス人、またはオーストラリア人とはかぎりません。フィリピン、香港、マレーシア、タイ、インド、パキスタン等のアジアの国の人達も大勢いるのです。これは世界の中の日本の立場をよく表しています。今、日本は世界一の経済大国になってしまいました。アジアの国々との経済格差は相当な開きになっているようです。そのため沢山の人が労働を目的に日本にやってきます。しかし、合法的にできることはほんの少しです。後は入管の目を盗んで入ってきたり、警察の目を盗んで働いている場合が多いようです。

そうした外国人の実情を教えてください。五年ほど前、フィリピンの若い女性の刑事裁判が大阪地裁でありました。通訳の準備のため検察官から預かった書類を読んでいたのですが、何だか合点がいかないのです。起訴状には窃盗罪と入国管理及び難民認定法違反となっています。あるスーパーでシャンプーを四〇点ほど買っ物籠の中にいれ、そのままレジでお金を支払うことなく外へ出てしまったと書いてあります。私は最初、何故シャンプーを四〇本も盗む必要があるのかなとひどく不思議に思いました。食べ物とか生活に役立つもつと別なものがありそうだし、数も多すぎる。へんな盗みかただといぶかしく思ったのです。しかも、

被告人はスーパールの買い物籠に商品をいれてそのまま堂々と立ち去ったというのです。これも、げげんに思いました。これでは、まるで自分で捕まえて下さいといわんばかりではないかと思いましたが。お金の払方がわからなかったのかな、フィリピンにはスーパールはないのかなとさえ思ったくらいでした。

ところが、実はこの女性はずごと捕まるために窃盗をしたのです。彼女は考えに考えた末思いついた帰国作戦だったので。よくテレビで「ジャパ行きさん」について報道されています。彼女もその一人だったので。皆さんは「ジャパ行きさん」の語源を知っていますか。私くらの年齢の方はご存知でしょうが、若い方はどうでしょう。「ジャパ行きさん」と言う言葉は「唐行きさん」という言葉をもじった造語です。明治・大正・昭和の初期に、日本も貧困に苦しんだ時代がありました。その時、九州一円、中国・四国地方の若い女性が、唐、つまり中国やシンガポールまでも売春で出稼ぎに行つたのです。その当時、日本はその人達の仕送りによって相当な外貨の獲得をしているのです。

今、フィリピン、タイも当時の日本と同じ状況の様です。フィリピンではマルコス、アキノ政権の間、仕事がなく、外地に出稼ぎに行くことが唯一の生きる道である人が多いのです。フィリピンの社会は母系家族ですので、一家の長女が家の大黒柱になります。多くの場合、一〇人以上の家族を支える為に、彼女達は月二万円位の仕送りをしています。

さて、先ほどの万引きの女性ですが、日本に出稼ぎに来た際、空港ですぐにパスポートを組織の人に取られており、ホステスやダンサーとして大阪のクラブで働いていました。しかし、国に残した娘、家族が恋しくて、クリスマスにはフィリピンに帰りたいと思つたのです。パスポートもない彼女が考えた末の結論は、警察に捕まっ

て強制送還になることでした。彼女の作戦は成功しました。ですが、一つだけ計算違いがありました。彼女に対

する捜査が長くかかり、勾留が続いたため、クリスマスには間に合いませんでした。

四 一九九二年にマレーシア人の四〇才くらいの女性の通訳を大阪地裁と高裁でしました。この人は窃盗罪で起訴されていました。常習的万引きで何回も犯行を繰り返していたようです。この人の場合、英語は話せます。ですが、中国系マレーシア人なので英語は彼女にとっても外国語です。ところで、日本では外国人が逮捕された時点で、捜査機関はよく「英語が喋れるか」と聞きます。「イエス」と答えると、警察、検察、裁判所と全て英語の通訳が付くことがあるのです。彼女の場合、五、六回万引きの現行犯で捕まっていますが、その内三回は警察に連行され裁判になっているのです。

一回目の地裁の裁判では、初犯であるためか執行猶予が付きました。二回目の地裁での裁判でも異例なことですが再度執行猶予が付き保護観察扱いになり、保護司がつけました。しかし、彼女はその二回目の執行猶予期間内にまた三回目の万引きで逮捕されたのです。執行猶予期間中の再犯は実刑にしかならないそうです。

裁判官は必ず判決宣告の時、執行猶予の説明をします。例えば、次のようにします。

「執行猶予とは被告人を直ちに刑務所に入れないで、社会の中で更正する機会を与える制度です。つまり、この執行猶予期間、罪を犯す事なくまじめに過ごせば、刑の執行を受けることは全くなりません。しかし、被告人が、この執行猶予期間中に罪を犯して日本国内で有罪判決を受けると、執行猶予は取り消されて、実際にこの懲役一年の刑の執行を受けなければなりません。もちろん、その場合には、新たな罪の刑にも服すこととなります。そういうことのないように、十分注意して下さい。」

そして通訳人もそれを通訳しているはずですが、三回目の地裁の裁判で検察側は一年の求刑を求めましたが、五才になる娘がいることなどの情状が考慮され、判決は七カ月になりました。しかし、二回目の刑の執行猶予中だ

ったので、前の刑期が加算され、彼女は一年七月刑務所で服役することになりました。そこで、彼女は高等裁判所に控訴しました。

五 私が通訳に入ったのは、この三回目の地裁での裁判と高裁での控訴審でした。高裁において弁護人は二つのことを解明しようとしていました。(1)警察・検察庁での供述調書作成の際、通訳人の英語が理解できたか、(2)地裁での裁判中、通訳の英語が十分分かったか、ということです。この場合、まず、彼女の英語力が問題となります。裁判官が「二回目の裁判で執行猶予の説明が通訳人を通してなされた時、十分意味が理解できていたか」と被告人に質問しました。被告人の答は「ノー」でした。次に、「執行猶予期間中にもう一度罪を犯したら、前の刑も加算されて服役しなければならぬことが分かっていたか」という質問にも、被告人は当然「ノー」と答えました。また、保護観察の制度のことも全く理解していませんでした。その上、保護司は英語も中国語も全く話せない女性でした。もちろん緊張も手伝ってですが、彼女にとって、母国語でない言語で、今まで聞いたことのない制度、システムについて説明されても、理解できないで当然でしょう。

この事件の通訳をしながら、いろいろな「if」が頭をよぎりました。もし、今まで裁判のときに任命されていた通訳人が、被告人である彼女が裁判官の説明した内容を理解したかどうかの方法で確認し、理解が十分でないことを裁判官に伝えていたら、裁判官はもっといいいな、わかりやすい説明をしたかもしれません。そして、もし、彼女が執行猶予の意味を正確に理解できていたなら、再び犯罪に走る気持ちは持たなかったかも知れませんか。

そして、より根本的なことは、もし、彼女の母国語である中国語の通訳人が最初の裁判の時に任命されていたのなら、その後の彼女の人生の選択は違っていたかも知れませんか。

私が通訳をしているとき、裁判官が「何故パン屋でパンを盗もうと言う気になったのか」という質問をしました。彼女は、「Because it was interesting」と答えました。私は何気なく「おもしろかったから」と文字通りの訳をしようとした。しかし、ちょっととまでよ、こんな自分に不利な発言をするはずがないとふと奇妙に感じたのです。そこで、裁判官に直訳できない理由を述べて、もう一度質問をしてもらいました。すると「日本のパンは動物の顔をしていたり、デコレーションが美しいが、マレーシアのパンは、何の飾りもなくつるんとしている。だから日本のパンは私の興味をそそった。」という意味だったのです。つまり、彼女の英語の単語の選択ミス、あるいは言葉足らずだったのです。

また、弁護士と共に、事前の打ち合わせをしているとき、犯行時の心理状態を説明して下さいと弁護士が質問しました。彼女は、紙に漢字を書いて私に示し、「これは英語でどう説明したらよいか」というのです。彼女が書いた漢字は「精神荷重」でした。このときも私は何気なく通訳し始めました。ですが、そのとたんこれは全くおかしなことであると思いました。

私は、裁判所から任命された通訳人です。被告人が自分の手続の意味を理解し、自分の言い分・主張を正しく伝える援助するのが役割のはずです。刑事訴訟法は、被告人が通訳を要求できる権利まで認めているのかどうかはよくわかりません。しかし、聴覚障害者の裁判には手話通訳人でなくてはならないように、外国人には、その母国語の通訳人をつけなければ意味がないのです。中国語を母国語とする被告人が、けんめいに自分の言い分を弁護人に説明するのに、英語を介さなければならぬ、それしか選択の余地を認められていない事実に愕然とする思いでした。

その時の弁護人は、高裁での通訳を中国語の通訳に代えるように裁判官に申し出ました。裁判官は、控訴審で

の手続を始める前に被告人に「英語が分かりますか」と確認しました。ところが、被告人は、事態を理解せず「イエス」と答えてしまいました。そこで、審理中問題が生じれば通訳を代えるという了解のもとで、英語の通訳で手続を続行することになりました。

社会的に弱い立場にある外国人が被告人の場に置かれたとき、母国語の通訳を強く求めることのできる人は実際にはあまりいないのです。

母国語で通訳を受ける権利は、あるのでしょうか、ないのでしょうか。法律の専門家ではない私には、定かではありません。しかし、通訳の最前線で孤立・無縁の外国人被告人をみるにつけても、そうした権利さえきちんと認めない刑事裁判は、外国人をより一層虐げるものであることを法律の専門家にもよく理解しておいてほしいと考えています。

六 たた、通訳は母国語ですという原則をどんな場合にも実現するには、フィリピン語、韓国語、ペルシャ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語などかなりの少数言語の通訳人を養成し確保しておく必要があります。ところが、今の日本の裁判所は、通訳人を民間の様々な人に頼って確保しているのが実情です。例えば、外大の先生、商社マン、主婦、大学院生、留学生、そして、日本人・外国人などあらゆる立場の人を使っています。そして、その言語能力はまちまちです。私が見聞した限りでは、裁判所側はさしあたり日常会話ができる程度であればいいと判断していると思えない人選もまれではないのです。ですが、私たちのようにある程度経験を積んでみると、それはとんでもない話なのです。理由はいくつもあります。

ひとつは、裁判は、法律に当てはめるのに必要な事実を細かく立証しようとする場所のようです。ですから、通訳の微妙な違いが、刑事裁判ではとんでもない違いになることもあるのです。例えば、タイ人のホステス同志

の口論の末、一人が持っていた包丁で相手を刺して殺してしまった事件がありました。捜査のときに取調べを受けた被告人は、「刺そうと思って刺した」と説明したらしいのです。ところが、通訳人に先入観があつたためでしょうか、この言葉を「殺そうとして刺した」と訳したらしいのです。殺意があるか・どうかこれはどんな犯罪で処罰されるのかを決める重要なポイントです。検察官は、殺意を認める本人の説明も重視したのでしょうか、故意による人殺し＝殺人罪で起訴しました。これに対して、弁護士は、殺意＝故意はない、傷害致死罪であると主張しています。

この事件は今も大阪の裁判所で裁判が続いています。こんな事件では、取調べのときはもとより、法廷でも相当正確に通訳ができる人でなければ通訳人は務まらないでしょう。

次に、通訳人には他の言語を勉強した日本人と外国語を母国語とする外国の人が両方います。もちろんどちらが通訳人としてより適当なのかは、個人差もあるので簡単には割り切れません。ただ、被告人の言葉は十分理解しても、それを日本語でうまく表現できなくては全く被告人にとって不利になります。日本の法廷は、正式の記録はすべて日本語で書いているからです。

また、外国人事件では今のところ、裁判所は通訳人を一人しか任命しません。このため、通訳人は一人四役をこなす俳優のような役割を果たすことになります。裁判官、弁護士、検察官、被告人と一人どころどころと役をかえて、その人になりきってしゃべります。これは、通常の一对一の通訳や会議の通訳とも全く異質の通訳です。しかも、特に被告人の発する言葉は一字一句もさざず訳さなくてはなりません。また、少しでも通訳人の解釈や解説を加えてはいけません。そんな高度の技術が簡単に身につくとは思われません。

しかも、刑事裁判では、起訴状、冒頭陳述書、論告、求刑、最終弁論、判決理由など日本語の文語で書かれて

いる書面をほぼ朗読する手続が多々あります。私はそれらの書面は事前に渡してもらおうように裁判所に要望しているのですが、いつも認められるとは限りません。書面をその場で手渡され、書かれた日本語に目を走らせながら同時にその訳を口で言うサイト・トランスレーション(sight translation)を余儀なくされることも多いのです。

これは同時通訳とは違います。書き言葉と話し言葉では語順が全く違います。話し言葉は一文は短いのですが、書き言葉は一文が何ページにも及ぶこともあります。また書面にでてくる漢字が読めることが必要条件であり、通訳人にとってサイト・トランスレーションは同時通訳より高度な技術が必要とするのです。外国人の方で、日本に長く住んでいるから日常会話は不自由しない人はたくさんいるでしょう。しかし、こうした通訳技術を要する法廷通訳ができるとはいえません。

七 通訳の正確性についてのエピソードはたくさんあります。英語の場合は裁判官や弁護人がある程度のチェックができます。ですが、ベトナム語、タイ語等まったくチェックできない言語において、どこまで正確に通訳されたのか誰にも分かりません。ある事件で、捜査段階の通訳を担当した通訳人が、法廷を傍聴にいったら、別の通訳人は被告人の主張している言葉の四〇%くらいしか通訳していなかったので驚いたという話を耳にしたことがあります。

ただ、数年前より被告人・弁護人サイドで、第一審での通訳不備を理由に原審の判決の破棄と審理やり直しを求める控訴申立をするケースが目につくようになりました。同じ頃から裁判所では通訳人の訳する言葉は必ずテープにとり、公判調書といっしょに保存するようになりました。このテープをおこして通訳の正確性をすべてチェックした上、通訳人を代える請求をする弁護人もいます。最近では、法廷での手続の最中にチェック・インタープリターを置くのが望ましいのではないかという議論がなされるようになりました。

こうして刑事裁判の関係者が通訳の正確性に関心を払うようになったことは、高く評価できると思います。ですが、通訳人の現状を見ている限り、私には、こうした動向にはどこか本末転倒なところがまだまだあると思います。

まず、ある事件について通訳人を任命するとき、その人の語学力をきちんとチェックしているとはおよそ思われません。書記官が従来の経験や用意されたリストから人選するのを裁判官がほぼ追認する、そして、弁護士・検察官もこの段階ではあまり関心を示さないのが実情ではないでしょうか。次に、裁判所がそうして選任した通訳人のための事前の訓練・講習の機会を設けることはありません。専門的な法律用語の訳のしかた等は、各通訳人の勉強に頼っているだけです。事前準備や通訳するのに必要な書類を事前に貰えるかどうかもちまちまちです。個別の事件を離れて、大阪の裁判所なりで通訳をする人を集めて講習や学習会をすることもありません。むしろ、法廷通訳に関する資格を国なり責任のある機関が認定する制度はありません。

ところが、その通訳人の力不足で通訳に失敗したときにはその通訳人の責任にして手続やり直しのために事件を原審に差戻しとしたりするのです。通訳が正確であったかどうかについて、その通訳人を証人として召喚することもあります。これでは、有能な通訳人が育つはずもないし、また力のある通訳者が喜んで法廷通訳の仕事を引き受けるわけもないでしょう。

八 アメリカでは一九七八年に連邦法で、法廷通訳人法という法律が成立し、一九八八年にはその修正案が制定されて、現在連邦法として適用されています。これによりますと、最初にスペイン語の通訳の資格試験を作り、この開発、準備に一億二千万円を費やしました。次の言語からは一言語一千万円づつかけて資格試験と通訳人の養成を行っています。もちろんアメリカは人種の坩堝といわれる国です。多くの言語通訳が必要となってきます。

また、国も大きいし、州と連邦は異なりますので、全ての法廷で資格のある人が通訳しているとは限りません。ただ、少なくとも資格を持ったプロの法廷通訳人の養成・訓練・利用のシステムが法的にも整えられつつあるのです。地方言語の多いフィリピンでの法廷通訳は弁護士資格をもった人がしていると耳にしたこともありま

す。ヨーロッパはマーストリヒト条約でEC国間では通貨も統一、国境がなくなるような気運です。アメリカ、カナダ、メキシコ間もNAFTAで関税がなくなりました。アジアの国も、島国の鎖国主義をとり続ける事は困難になつてくるでしょう。そういう中で、ますます外国人の流入が見られ、それにともない、犯罪件数も増えてくるのは目に見えています。刑事事件のみでなく、民事も当事者や、証人として外国人が裁判所に出廷する機会はふえてきます。そのとき、正確に迅速に良識をもって通訳できる通訳人が必要となります。それには、日本でも何らかの形で法廷通訳の資格を制度化する必要があるでしょう。それができて初めて日本の法廷において外国人の人權が確保されるといえるのではないのでしょうか。